

議第147号

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月13日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

市長及び副市長の給料の一部を削減するため改正しようとする。

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高山市特別職職員の給与に関する条例（昭和32年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則 1～9（略）	附則 1～9（略） <u>10 平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額については、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に定める額とする。</u> <u>(1) 市長の給料の額は、月額864,900円とする。</u> <u>(2) 副市長の給料の額は、月額721,800円とする。</u>

附則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。